

## 品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付要綱

制定 令和8年3月6日区長決定

要綱第75号

(目的)

第1条 この要綱は、専門養育家庭（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の36に規定する専門里親をいう。以下同じ。）の登録を希望する者が、専門養育家庭として登録を受けるために必要となる区が指定する研修（以下「指定研修」という。）の受講に要した経費を補助することで、専門養育家庭を育成し、一定の専門的ケアを必要とする児童の家庭的環境の下での養育を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、区において養育家庭（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親をいう。）としての登録があり、専門養育家庭の登録を受けることを希望する者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定研修の受講に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 研修受講料
- (2) テキスト購入費用
- (3) 試験等を受けるために必要な経費

(補助金の交付要件)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 指定研修を修了していること。
- (2) 過去に前条に規定する補助対象経費について、同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 交付申請時において、前条に規定する補助対象経費を支払った日が1年以内であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の実費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、指定研修の受講を修了したことを証明する書類および補助対象経費に要した費用を証明する書類を添付した品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）その他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは決定した内容およびこれに付けた条件を品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区専門養育家庭研修受講経費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条に規定する補助金の額が確定したときは、区長に対し、品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付請求書（第4号様式。次条において「請求書」という。）により補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その内容を品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付決定取消通知書（第5号様式。次条において「取消通知書」という。）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、交

付決定者に対し、取消通知書により期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所  
氏名

品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付申請書

品川区専門養育家庭研修受講経費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額  
金 円
- 2 領収書等支払い金額を証明する資料
- 3 その他研修を受講したことを証明する資料

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、品川区専門養育家庭研修受講経費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助条件

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

品川区専門養育家庭研修受講経費補助金不交付決定通知書

様

品川区長



年 月 日付で申請のありました、品川区専門養育家庭研修受講経費補助金については、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

1 不交付の範囲

2 理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所  
氏名

品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた品川区里  
親委託交流事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました品川区専門養育家庭研修受講経費補助金の申請について、下記のとおり決定したので品川区専門養育家庭研修受講経費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命じます。

記

1 取消理由

2 既交付決定額

金 円

3 取消後交付決定額

金 円

4 既交付済額

金 円

5 返還交付額

金 円

6 返還期限

年 月 日